

ふじみ野市成年後見センターの事業内容

◆ 相談・利用支援 ◆

電話や窓口で成年後見制度の利用に関する相談や手続き等の支援を行います。

★月曜から金曜日まで
(祝日及び12月29日～翌年1月3日は除く)

★午前8時30分から午後5時15分まで

【あんしん後見相談】

司法書士等の専門職が相談に応じます。
(予約制)

◆ 法人後見の受任 ◆

他に適当な後見人等がない方で、ふじみ野市社会福祉協議会(法人)の受任が適当と認められた方について、後見人等候補者をお受けします。

成年後見人等を受任するためには、家庭裁判所の審判が必要となります。

※任意後見人の受任は行っておりません。



◆ 市民後見人の養成・活動支援 ◆

高齢者や障がい者等を地域で見守り支える役割を担い、社会貢献を目的として後見活動を行う市民後見人を養成します。また、法人後見支援員や市民後見人としての活動を支援します。

※市民後見人養成講座の開催は、その都度市報や社協だより、ホームページでお知らせします。

◆ 成年後見制度の広報・啓発 ◆

成年後見制度の理解を深めていただくため、専門家を講師に招き講演会を開催したり、職員が地域に出向き情報提供(出前講座)を行います。

※講演会の開催は、その都度市報や社協だより、ホームページでお知らせします。



問合せ

社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会
ふじみ野市成年後見センター

〒356-0058

ふじみ野市大井中央2-2-1(大井総合福祉センター4階)

電話：049-266-1981

FAX：049-266-1907

Email：kouken@fujimino-shakyo.or.jp

アクセス

